

## 新潟大学が雇用する特別研究員・PD 等に関する育成方針

令和6年1月9日

日本学術振興会の「特別研究員制度」は、優れた若手研究者に、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題を選びながら、研究に専念する機会を与えることにより、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の育成・確保に資することを目的としている。

国立大学法人新潟大学（以下「本学」という。）では、日本学術振興会の特別研究員のうち本学が雇用する特別研究員・PD 等（以下「特別研究員」という。）の育成方針について、以下のように定め、これまで以上に、特別研究員が研究に専念できるような研究環境及び能力開発支援等を整備・提供する。

### 1. 特別研究員の研究環境の確保・充実

- ・本学の受入教員の研究室の研究設備だけではなく、学内ネットワーク環境、図書館及び包括契約ソフトウェアの利用等、研究を推進する上で必要な環境を提供すること。
- ・学内外及び他分野の研究者など、多様な研究者との交流機会を提供すること。

### 2. 特別研究員の能力開発支援等

- ・各種競争的研究費の申請に際し、本学の URA 等による、外部資金の獲得に向けた支援を受けることを可能とすること。
- ・本学が実施する各種講演会・研究交流会・セミナー等に、参加できるように情報発信を行うこと。
- ・本学教職員向けに開催している、研究者として身に付けるべき研究倫理教育の受講対象とすること。
- ・大学における教育指導に関する研修等の機会を提供すること。

### 3. 特別研究員の健康管理等

- ・特別研究員に関して、適切な労務管理や健康診断の受診等を行うとともに、福利厚生面の充実にも努めること。

### 4. 女性研究者に係る育成方針

- ・本学のダイバーシティ推進センターが実施する、女性研究者の支援事業等により、育児・介護などのライフイベントと両立した働き方ができる職場環境であること。
- ・女性研究者のキャリアアップに係る意識啓発のための研修等の取組を実施すること。

以上、新潟大学では、特別研究員の育成・支援について、本学が推進する若手研究者育成支援の一環として位置づけ、その育成・確保に努めていくこととする。